

勸永町内会館使用規定

第1条 町内会館の貸出室は1階和室、2階会議室とする。

第2条 町内会館の使用料について次に定めるものは無料とする。

- (1) 町内会の総会及び理事会・定例会、各部の業務打合せ、回覧事務に使用する場合。
- (2) 町内会の各部に属する会及び承認する会等が業務・行事として使用する場合。
- (3) 行政機関及びそれらに準じる機関が町内会員を対象に事業として使用する場合。

第3条 各貸出室の使用時間帯を次の通り定める

午前 午前9時から午後1時まで(4時間)

午後 午後1時から午後5時まで(4時間)

夜間 午後5時から午後9時まで(4時間)

(註) 1時間単位の貸出はしない。

第4条 会館の非営利目的の使用料は次の通りとする。

(1) 会員が使用する場合

会員の使用と認められるのは、次の場合とする。

(ア) 申込者が町内会員であり、申込者本人が会館を使用する場合。

(イ) 申込者が町内会員であり、グループ(過半数以上が町内会員)で使用する場合(過半数未満の場合は非会員扱いとする)。

(ウ) 会の責任者が町内会員であり、青少年の健全な育成、敬老、障害者支援等福祉関連の行事に使用する場合。(但し、対象者が1割以上町内会会員であること)

	和 室	会 議 室
午前 9:00~13:00	200円	200円
午後 13:00~17:00	200円	200円
夜間 17:00~21:00	200円	200円
1日 9:00~21:00	600円	600円

(2) 非会員が使用する場合

	和 室	会 議 室
午前 9:00~13:00	3000円	3000円
午後 13:00~17:00	3000円	3000円
夜間 17:00~21:00	3000円	3000円
1日 9:00~21:00	9000円	9000円

(註) 使用料は会館の管理維持費に充当する。

1階和室のエアコン使用料は別途1時間100円とする。

(3) 次に該当する場合は非営利とみなす。

(ア) 町内会員相互の親睦、娯楽、教養のために有償で講師、弁士等

- を招き、その費用、謝礼等を使用者が支払うもの。
- (イ) 材料費や実費・謝礼金を参加者負担として徴収するもの。
 - (ウ) その他、非営利団体による活動や、一般に非営利活動とされているものは、営利活動とみなさない。

- 第5条 会館の営利目的の使用料は次の通りとする。
- (1) 会員が使用する場合〔第4条(1)に準ずる〕
和室、2階会議室とも各時間帯 500円とする。
 - (2) 非会員が使用する場合
和室、2階会議室とも各時間帯5000円とする。

- 第6条 使用手続き及び順守事項は次の通りとする。
- (1) 使用順位
使用の順位は町内会主催（各部行事も含む）が最優先される。
この場合、連続使用で予約していても、使用できない。
 - (2) 申し込み方法
 - (ア) 総務部（会館担当者）に電話又は直接申し込み、鍵を借り受け担当者の支持に従って返却する。
（使用後は清掃してゴミは持ち帰る）
 - (イ) 非会員に貸し出す場合は総務が開場し、使用後は使用者立会いのもと、点検して施錠する。
 - (ウ) 非会員への夜間の貸出は総務の判断で行う。
 - (3) 使用上の注意
 - * 使用者は使用目的に違反しないこと。
 - * 宗教・政治目的には使用できない。
 - * 使用後は清掃し、出たゴミは全て持ち帰る。
 - * 使用者は近隣への騒音防止、駐車に留意し、迷惑をかけないよう注意すること。
 - * 使用者は、故意過失にかかわらず、その使用によって会館及び備品の破損、または消失したと認められたときは、直ちに総務に連絡し、その指示に従うこと。
 - (4) 貸出に関して疑問が生じた時は定例会（緊急時は三役会）で検討する。

- 第7条 この規定は、総会の承認を得て実施する。

- 附則 (1) この規定は平成29年4月16日から実施する。
(2) 平成31年4月14日 一部改正
(第1条、第2条、第4条、第5条、第6条)